



様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 30日

函館市長 様

提出者 北海電気工事株式会社  
住 所 札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号  
氏 名 取締役社長 藪下 裕己  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 011-811-9411

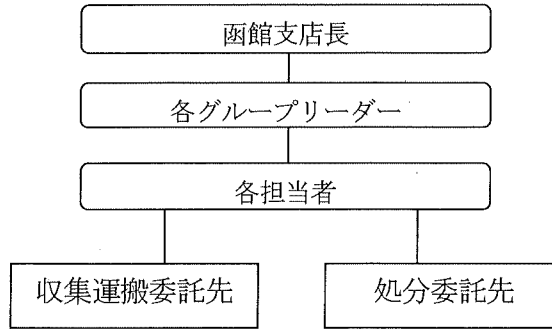
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	函館市内現場
事業場の所在地	函館市内各現場
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	設備工事業
②事業の規模	売上高594億200万円 資本金17億3,000万円
③従業員数	78名(函館支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物処理業者(収集運搬業者、処分業者)に契約、委託する。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】 ※別紙1 記入		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 分別の徹底による、処理施設、再資源化施設への搬入 ・ 現場関係者へ分別収集の取り組みを教育 ・ 実寸発注を実施し、余分な廃棄物の排出を抑制した ・ 工法を改良し、排出量の低減に取り組んだ		
②計画	【目標】 ※別紙2 記入		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 梱包材を簡素化し、排出量の減量に努める ・ 木くずなどの再利用にむけての検討を進める ・ 適正な資材管理を行い、発生の減量に努める		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 新規入場者教育、作業打合せなどで全作業員に分別収集を周知 ・ 収納容器の品目明示
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現状の取り組みを継続する ・ 確実な分別を実施し、仕切りや容器を用いて分別保管に努める ・ 混合廃棄物についても、可能な限り分別に努める

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（      2023年度）実績】※別紙1記入		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・分別の徹底による、処理施設、再資源化施設への搬入 ・現場関係者への分別収集の取り組みを教育 ・委託基準に従って、必要な許可をもった産業廃棄物処理業者に委託している ・契約段階で処理業者の処理方法を確認し、再生利用業者への処理委託に努めている		

②計画	【目標】※別紙2記入		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者への処理委託を継続する ・再利用が可能である廃棄物については、再生処理利用業者へ処理委託をするように努める		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	木くず	金属くず	ガラ陶	がれき類
排出量	1.00	0.02	100.00	60.00	1.00	0.01	1200.00
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量							
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量							
自ら焼立処理又は海洋投込処分を行った産業廃棄物の量							
全処理委託量	1.00	0.02	100.00	60.00	1.00	0.01	1200.00
・優良認定業者への処理委託量							
・再生利用業者への処理委託量				40.00	1.00		600.00
・認定熱回収業者への処理委託量							
・認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							